

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例新

旧対照表

改正後		改正前																	
<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>		<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p> </td> </tr> </tbody> </table>		園児の区分	員数	省略	省略	備考		<p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p> </td> </tr> </tbody> </table>		園児の区分	員数	省略	省略	備考		<p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p>	
園児の区分	員数																		
省略	省略																		
備考																			
<p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p>																			
園児の区分	員数																		
省略	省略																		
備考																			
<p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2～4 省略</p>																			
<p>4～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 省略</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p>		<p>4～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 省略</p>																	
<p>8 <u>園児の登園及び降園の際等の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書に規定する職員のうち1人は、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</u></p>																			
<p>9 <u>第5条第3項に規定する職員の数の算定については、当分の間、同項の表備考第1号に定める者に加えて、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。)を同項に規定する職員の数に含めることができる。この場合において、これらの者は、教育課程に基づく教育に単独で従事してはならない。</u></p>																			
<p>10 <u>当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を</u></p>																			

通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の規定の適用については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数を限度として、同項の表備考第1号に定める者に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を同項に規定する職員の数に含めて算定することができる。この場合において、当該者は教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前2項の規定を適用する場合には、第5条第3項の表備考第1号に定める者を、同項に規定する職員の数の3分の2以上、置かなければならない。